

基本協定書(案)

NO	資料名	頁	大項目 (条)	中項目 (項)	小項目	項目	質問	回答
KH-1	基本協定書	2	6	1		事業契約の締結等	「平成17年甲と事業予定者の間で…」に脱字があるように思います。確認願います。	修正いたします。
KH-2	基本協定書	2	6	1		事業契約の締結等	「乙の構成員のいずれかに以下の各号のいずれかの事由が事業契約の締結に関して」とありますが、ここでいう「事業契約」は本基本協定書の第1条の定義に基づき本件PFIの事業契約を指すものであり、乙の構成員が本件PFI以外で行う別の事業活動に関して生じたものについては、本条の事由にあたらぬという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
KH-3	基本協定書(案)	2	6	1	1	事業契約の締結等	乙の構成員に違反行為があったとして「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」とありますが、その対象地域は日本全国でしょうか。長崎県内でしょうか。	違反行為が本件事業の入札に関するものであれば、違反行為がどこで行なわれたかは関係ありません。
KH-4	基本協定書(案)	2	6	1	4	事業契約の締結等	「刑法96条の3または同法198条の規定に該当し刑が確定したとき」とありますが、刑が確定した時点で構成員の役員、もしくは構成員の使用人ではない場合(例:退職等)は、当該規定の適用を受けないと解釈してよろしいでしょうか。	刑が確定した時点にかかわらず、当該入札時に役員もしくは使用人であったことを要件とします。
KH-5	基本協定書(案)	2	6	4		事業契約の締結等	「事業金額の3/100に相当する金額」は{3/100を上限とする金額}に訂正願えませんかでしょうか。	本条文は削除します。
KH-6	基本協定書(案)	2	6	4		事業契約の締結等	「事業契約を締結しない場合は、……100分の3に相当する金額を請求することができる。」とありますが、請求するかしないかは、どういう基準で決定されるのでしょうか。	KH-5の回答をご参照ください。
KH-7	基本協定書(案)	2	6	4		事業契約の締結等	「事業契約を締結しない場合は、……100分の3に相当する金額を請求することができる。」とありますが、入札説明書のリスク分担表では「契約リスク」は市と事業者双方が負う事となっており、事業者のみが金銭支払い義務があるのは、民間に一方的な負担を負わせるものです。本内容について見直しをお願いできないでしょうか。	KH-5の回答をご参照ください。

NO	資料名	頁	大項目 (条)	中項目 (項)	小項目	項目	質問	回答
KH-8	基本協 定書	2	6	4		事業契約 の締結等	本条項で規定されている「事業 予定者又は乙の構成員のい ずれかのその責めに帰すべき事由 (乙の構成員に第1項各号の事 由が生じた場合を含む)」には、 乙の構成員が本件PFI以外で行 う別の事業活動に関して生じた 第1項各号の事由は該当しない という解釈で宜しいでしょうか。	KH-5の回答をご参照ください。
KH-9	基本協 定書	2	6	4		事業契約 の締結等	乙の構成員が本件PFI以外で行 う別の事業活動に関して生じた 第1項各号の事由に該当する場 合、法令遵守は絶対事項である としても、本条項のペナルティは あまりにも過大であると考えま す。 つきましては、本条文の削除また はペナルティ額の大幅な減額に ついてご検討いただきたく、お願 いいたします。	KH-5の回答をご参照ください。
KH-10	基本協 定書 (案)	3	9	1		賠償金支 払	賠償金の支払い義務を負うのは 乙の構成員であり、事業予定者 については賠償金の支払い義務 はないという理解で宜しいでしょ うか？	ご理解のとおりです。
KH-11	基本協 定書	3	9	1		事業契約 不調の場 合の処理	「乙の構成員のいずれかが、事 業契約の締結に関して第6条第 1項各号のいずれかに該当した とき」とありますが、ここでいう「事 業契約」は本基本協定書の第1 条の定義に基づき本件PFIの事 業契約を指すものであり、乙の 構成員が本件PFI以外で行う別 の事業活動に関して生じたもの は、本条の事由にあたらぬとい う解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
KH-12	基本協 定書	3	9	1		事業契約 不調の場 合の処理	乙の構成員が本件PFI以外で行 う別の事業活動に関して生じたも のが本条項の事由に該当する場 合、法令遵守は絶対事項である としても、本条項のペナルティは あまりにも過大であると考えま す。 つきましては、本条文の削除また はペナルティ額の大幅な減額に ついてご検討いただきたく、お願 いいたします。	KH-11の回答をご参照ください。